

# 令和8年度 府立博物館等を核とする誘客促進事業の実施に係る業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和8年度府立博物館等を核とする誘客促進事業の実施にかかる企画・運営等業務委託

## 2. 業務目的

大阪府では、国内外の来阪者に大阪の歴史文化をより深く楽しんでもらうため、大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘、日本民家集落博物館（以下「府立博物館等」）の魅力向上とブランド力強化、さらに府内文化財への誘客促進に取り組んでいる。令和7年度には、誘客に向けた基礎データの収集を目的として、マーケティング調査や試験的コンテンツの実施を行った。

その結果、3館の認知度はいずれも2割前後と低く、多くの府民・観光客に存在が十分知られていない実態が明らかとなった。一方で、来館者満足度は9割前後と高く、展示、解説、空間体験ともに評価が良好であったことから、「知れば訪れ、訪れれば満足する」という構造が確認され、広報不足が最大の課題であることが浮き彫りとなった。

また、利用者が求める価値は「体験」「非日常性」「写真映え」「分かりやすさ」へと変化し、特に若年層や訪日外国人では参加体験型のコンテンツへのニーズが高いことが判明した。さらに、スタンプラリーやモニターツアー等の試験事業から、周辺施設との連携や広域的な周遊促進が新規来館者の獲得に有効であることが確認された。アクセス面の不便さや常設飲食機能の不足といった課題は残るものの、イベント時の飲食提供などによる補完、多言語化の進む展示を活かした情報発信により、さらなる誘客の可能性が期待される。

本業務では、令和7年度に得られた知見を踏まえ、府立博物館等を核とした魅力的なイベントの本格実施と広域プロモーションを展開し、認知度向上、新規来館者の拡大、周辺地域との連携強化による誘客促進を図る。

なお本事業は、府立博物館等を核とした誘客促進の取組を中期的に展開していく中での一段階として位置付けるものである。本業務により得られた成果や検証結果、提言を踏まえつつ、次年度以降については、予算の成立を前提として、内容を発展させながら誘客促進に向けた取組を継続していくことを想定している。あわせて、収集したデータを総合的に分析し、府立博物館等の誘客向上に必要な方向性を検討するとともに、成果を府内全域へ展開し、博物館・文化財の観光活性化につなげることを目指す。

【参考】令和7年度事業について

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyusokusin/r7\\_yukyusokusin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/yukyokusokusin/r7_yukyusokusin.html)

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水曜日）まで

## 4. 委託上限額

50,490,000円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 履行場所

- a) 大阪府立弥生文化博物館（和泉市）
  - b) 大阪府立近つ飛鳥博物館・大阪府立近つ飛鳥風土記の丘（河南町・太子町）
  - c) 日本民家集落博物館（豊中市）
  - d) その他、受託者が提案し、大阪府が承認した場所（周辺の連携施設等）
- 上記のうち a)～c) の施設概要は「別紙」参照のこと。

## 6. 委託業務内容及び提案を求めること

受託者は、以下の（１）～（３）の業務を実施すること。

### （１）府立博物館等にかかる広域プロモーションの企画・実施

3館の継続的な認知度向上を図るため、前年度事業で得られた成果や知見を踏まえ、事業目的の達成に資するとともに、特に初心者や訪日外国人が「各館に行ってみたい」「文化財の保存・継承を支えたい」と思えるような、効果的な広域プロモーションを企画・実施すること。広報手法や情報発信の在り方については、専門的知見やノウハウを活かした自由な提案を求めるものとし、以下に示す手法は参考例として示すものである。

#### 【プロモーション手法（参考）】

- ・各館の魅力を視覚的に伝えるプロモーション動画の制作
- ・初心者や訪日外国人に対して効果的なプロモーションとなるよう、府立博物館等に加え、大阪府内に点在する魅力的な文化財、文化施設、文化体験プログラムを総合的に発信するツールの作成。
- ・府立博物館等への誘客を起点とし、他の観光施設や市町村が有する文化財施設等との連携を図る広域的なプロモーション

#### 【留意事項】

- ・実施するプロモーションは、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整のうえ、決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。
- ・プロモーションに活用する WEB サイト、デジタルツール等については、本事業終了後を見据え、次年度以降においても発注者又は発注者が指定する者が継続して更新・活用できる仕組みとすること。特定の事業者依存しない構成とすること。
- ・発信する情報については、文化財の価値や歴史的背景に十分配慮し、正確性及び分かりやすさを確保すること。内容について発注者と十分に協議し、関係施設から協議を求められた場合は、適切に対応すること。
- ・多言語対応にあたっては、外国人来訪者にも理解しやすい表現や構成とするとともに、文化的背景の違いを考慮した情報発信に努めること。
- ・プロモーションの実施にあたっては、誘客効果や情報到達度を把握できるよう、効果測定や検証を見据えた設計とすること。

### （提案を求める内容①）

- ・前年度事業において一定の効果が確認された取り組みを参考にしつつ、初心者や訪日外国人の来訪意欲を高める効果的な広域プロモーション全体の考え方、コンセプトおよび実施手法について提案してください。
- ・動画の制作、WEB サイト構築、SNS の活用、広告配信など、具体的かつ効果的なプロモーション手法を提案してください（これらの手法に限定するものではありません）。
- ・府立博物館等を起点とした広域的な情報発信が期待できる連携手法や仕組みについて、実現可能性に配慮した提案を行ってください。
- ・府内に点在する文化財・文化施設・文化体験コンテンツ等を効果的に結び付け、広域文化観光を推進するための WEB 上の仕組みや導線設計、デジタルツール活用の考え方について提案してください（これらの手法に限定するものではありません）。

## （2）府立博物館等を核としたパイロットイベントの企画・実施

令和 7 年度の調査成果等を踏まえ、各館の特性を活かしパイロットイベントを企画・実施すること。各館の所蔵品や文化財、建築空間、周辺の文化観光資源等を活用し、多様な層の来館動機となる魅力的なイベントを提案すること。

### 【イベントの方向性】

- ・インバウンド、若年層（20～40 代）、ファミリー層など、新規来訪者獲得につながる企画とすること
- ・令和 7 年度の調査で参加者の高い満足度と再訪意向を引き出された「特別解説」や「体験型コンテンツ」の内容を積極的に取り入れた企画とすること
- ・各施設の展示内容や各施設が有する固有の文化財等の価値を活かし、博物館や府内の文化財への理解が促進されるような企画
- ・周辺施設との連携による広域的な観光誘客が期待できる、参加体験型プログラムや夜間イベント等を展開し、参加者の長時間滞在の促進が期待できる企画。

### 【各館の特性と留意点】

#### 弥生文化博物館

弥生文化博物館は、日本唯一の“弥生文化専門の博物館”として、生活・祭祀・技術などを実物資料と復元展示で体系的に学べる学術的価値を持つ。展示満足度は極めて高く、来館者の「深く学べる」という評価が安定している。周辺には史跡池上曾根遺跡など、考古学的価値の高い遺跡が点在し、歴史理解を段階的に深める導線が作りやすい。

なお改修工事に伴い令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末まで、常設展示室の一部（2 階の第一展示室のみ）を閉室しているため、施設利用箇所について留意すること。

#### 近つ飛鳥博物館

近つ飛鳥博物館は、“日本古代国家の形成過程と国際交流をさぐる”をテーマに、実物や復元模型を通じて古墳時代から飛鳥時代までを学ぶことができる。近つ飛鳥風土記の丘は、日本を代表する群集墳である一須賀古墳群を保存し、貴重な文化財に触れ、学び、親しむ場として整備された史跡公園である。このほか周

辺には、推古天皇や聖徳太子ゆかりの地などもあり、館と周辺資源を組み合わせることで、“歩いて巡る広域周遊”が自然に成立する立地特性を有している。また、安藤忠雄の建築そのものが来訪動機となり、歴史ファンから建築ファンまで幅広い層を呼び込むことができる。

令和 7 年度の調査では、改修工事に伴う展示室の閉室の影響により、3 館の中で来館者数が最も少なかった。工事はすでに完了していることから、今後は認知度の向上や集客強化、展示内容の効果的な活用も視野に入れ、重点的な誘客促進策を実施していきたい。

## 日本民家集落博物館

全国各地の実物古民家を移築展示する日本でも希少な屋外型博物館で、文化財そのものを“歩きながら・触れながら・参加しながら”体験できる。四季の自然景観との相性も非常に高く、写真映えや没入体験を求める若年層・ファミリー・訪日客に強く響くとともに、滞在価値（長居したくなる価値）が最も強い施設である。

令和 7 年度に試験実施した参加体験型イベント（古民家フェスティバル）では、様々な体験プログラムや夜間開館により、2日間で 1,925 名の来場を実現し、高い満足度・再訪意向を得ており、この成果を踏まえた更なる発展的な提案が期待される。

### 【留意事項】

- ・休憩、飲食、物販機能の補完（キッチンカーの誘致や地域事業者との連携など）をイベントと併せて実施すること。
- ・多言語対応やバリアフリーに配慮した運営を行うこと。
- ・誘客効果を実証的に測定できるよう、例えば一定期間にわたる開催とし、屋内・屋外の両方のプログラムを組み合わせる天候に左右されないイベント設計とするなどの工夫等により参加者数の確保を図ること。
- ・イベントの具体的な内容、連携する周辺施設等の決定にあたっては、大阪府と十分に協議・調整したうえで実施すること
- ・10月中旬までに1回以上のイベントを実施し、中間報告での成果を報告すること。

### （提案を求める内容②）

- ・3館それぞれの特性や課題を踏まえた、魅力的なイベントのテーマ、実施時期など、具体的な実施内容を提案してください。
- ・ターゲットである、訪日外国人、若年層、ファミリー層などを積極的に誘客するための手法について提案してください。
- ・目標参加者数と達成するための具体的な集客戦略と、各館の参加見込み者数の内訳を提案してください。参加者数は3館併せて4,000人以上としてください。
- ・イベント時における休憩・飲食・物販機能の補完策や、多言語対応等の具体的な手法について提案してください。

### （3）効果検証の実施

実施したプロモーション及びイベントの効果を検証し、今後府立博物館等への短期的集客ではなく、中長期的な文化観光の基盤形成を目指して、持続可能な文化観光モデルを構築するうえで実施すべき具体

的な取り組みを提言すること。効果検証方法は、専門的知見やノウハウを活かした自由な提案を求めるものとし、以下に示す手法は参考例として示すものである。

#### 【効果検証方法（参考）】

- ・参加者アンケートの実施（満足度、来館動機、他施設への訪問状況、来館体験を通じた文化財への理解度や、保存・継承を支えたいという意識の変化など）
- ・目標達成状況の評価と要因分析
- ・プロモーションの効果測定
- ・費用対効果の検証

#### （提案を求める内容③）

- ・プロモーションについては、事業の効果を適切に測定・検証するため、例えば動画の制作であれば再生回数などといった、手法に対応した具体的かつ実現可能な成果指標（KPI）を設定するとともに、費用対効果の観点も含め、本事業全体の効果検証を行うためのデータ分析および検証手法について具体的に提案してください。
- ・パイロットイベントの効果を検証するため、アンケート回収率の向上に加え、収集データが事業全体の効果検証や次年度以降の誘客促進に向けた提言及び今後の改善に資するものとなるよう、適切なアンケート内容の設計及び実施手法並びに分析の考え方について提案してください。
- ・本事業全体の成果を評価するため、例えば年間来館者数や認知度の向上、デジタル媒体の利用状況、周遊行動の促進等、事業効果を適切に把握できる成果指標（KPI）を提案してください。また成果指標の設定理由、目標水準の考え方、測定方法及び評価方法についても具体的に示してください。

## 7. 運営体制・スケジュールの策定

本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、無理のないスケジュールとすること。契約締結後から事業完了までの詳細なスケジュール（イベント開催時期、動画制作・サイト構築時期、広報展開時期等）を策定すること。

#### （提案を求める内容④）

- ・本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案してください。
- ・計画的かつ効率的に遂行できる実施体制を提案してください。
- ・計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案してください。なお、本業務全体を統括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業績実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・提案事業者の強み（類似の運営実績・調査実績、コンサルティング経験、企業ネットワーク、専門性、独自性など）があれば記載すること。

## 8. 事業全体にかかる留意点

- ・文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識のもと、適切に取り扱われる必要がある。文化財の活用にあたっては、適切な取り扱いによ

る活用方法であるかどうか、発注者と入念に協議を行うこと。

- 受託者は、業務の具体的な内容については、発注者と協議の上で決定すること。
- 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- 他の観光施設、市町村、文化財施設等との連携にあたっては、連携対象や内容について、あらかじめ発注者と協議した上で実施すること。また、具体的な調整、連絡、スケジュール管理等については、受託事業者の責任において行うこと。
- 事業実施状況については、発注者に随時報告すること。
- 会場使用料、謝金、広報費用、その他業務実施に必要な一切の経費については、委託金額の範囲で受託者が支払うこと。
- 参加費については、有料無料を問わないが、実費については参加者が負担するなど、イベント内容に応じた適切な価格を発注者と協議の上決定すること。
- イベント実施にあたっては、参加者の安全確保を最優先とし、適切な安全管理計画を策定すること。また関係機関（警察、消防、保健所等）への届出・許可申請等は受託者の責任において行うこと。

## 9. 成果物の提出

受託者が大阪府へ提出する成果物は以下のとおりとする。

### (1) 事業計画書

本件委託運営するため、受託後に発注者との協議を踏まえ、20日以内に全体のスケジュールを示した業務運営計画書を作成し、(1)から(3)に係る業務運営開始までに発注者に提出すること。

### (2) 中間報告

令和8年10月中旬を目途に、1回以上のパイロットイベントを実施するとともに、中間報告として以下の内容を発注者に提出し、意見交換を行うこと。

- それまでに実施した業務の概要及び一定の成果  
(イベント実施状況、プロモーション展開状況、動画制作・サイト構築の進捗等)
- 効果検証の途中経過(参加者数の実績、アンケート結果の速報値等)。
- 成果を踏まえた次年度に向けた事業展開の提案(改善点、新たな施策の方向性等)。

なお、成果物は印刷物のほか、電子データでも提出すること。

### (3) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として「レポート」及び本事業で実施したWEBサイト等のコンテンツデータ一式、記録写真・動画データ等の関連資料一式を、契約期間内までに発注者に提出すること。なお、成果物は、印刷物の外、PDFファイル形式の電子データでも提出すること。

なお、当該電子データは、今後発注者において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

## 10. 著作権等の取り扱い

- 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は発注者が保有する。
- 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 11. 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、発注者の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 契約金額の相当部分を再委託すること。
- イ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 12. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。